

『やっとわかった！「年金＋給与」の賢いもらい方』（太田哲二著） お詫びと訂正のお知らせ

本書において、下記のとおり誤りがございました。読者の皆さまにご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。
恐れ入りますが、本正誤表をご確認のうえ、本書をご利用くださいますようお願い申し上げます。

(修正箇所を赤字で表示)

訂正箇所：125頁【モデル6】の③、④

[2024年2月15日]

誤	正
<p>③夫の年金収入160万円を所得に換算すると、「160万－110万円＝40万円」、つまり、年金収入160万円とは、所得40万円ということです。非課税限度額（所得）101万円と年金所得40万円を比較すると、所得61万円の余裕があります。 つまり、所得61万円までは稼いでも、住民税非課税を維持できます。</p> <p>④給与所得61万円を収入に換算すると、「61万円＋給与所得控除額55万円＝116万円（給与収入）」になります。それに、「所得金額調整控除」10万円を加えて、126万円となります。 夫は給与収入126万円まで稼いでも、住民税非課税世帯を維持できます。</p>	<p>③夫の年金収入160万円を所得に換算すると、「160万円－110万円＝50万円」、つまり、年金収入160万円とは、所得50万円ということです。非課税限度額（所得）101万円と年金所得50万円を比較すると、所得に51万円の余裕があります。 つまり、所得51万円まで稼いでも、住民税非課税を維持できます。</p> <p>④給与所得51万円を収入に換算すると、「51万円＋給与所得控除額55万円＝106万円（給与収入）」になります。それに、「所得金額調整控除」10万円を加えて、116万円となります。 夫は給与収入116万円まで稼いでも、住民税非課税世帯を維持できます。</p>

訂正箇所：126頁【図表5－12】モデル6の「夫はどこまでの給与収入なら、よいか」

[2024年2月15日]

誤	正
126万円まで	116万円まで

訂正箇所：74頁【モデルA後編の話】の3行目

[2024年4月11日]

誤	正
……「20万円×6%=12,000円」の計算で、12,000円が支給停止となります。つまり、年金額は88,000円になります。	……「10万円×6%=6,000円」の計算で、6,000円が支給停止となります。つまり、年金額は94,000円になります。

追記箇所：121頁【モデル2】の最終行

[2024年4月11日]

	追記
	さらに123頁で説明しますが、所得金額調整控除（10万円）がありますので、[55万円+10万円=65万円]までなら大丈夫です。

訂正箇所：124頁10行目

[2024年4月11日]

誤	正
モデル2の単身者は、「給与所得額（10万円超の場合は10万円）」に該当しません。つまり、調整控除なしなので、「年間給与収入55万円まで」を維持したほうが賢明です。	モデル2の単身者は、給与所得控除額（55万円）と所得金額調整控除（10万円）の合計額65万円までの年間給与収入なら稼いでも大丈夫です。

訂正箇所：124頁【モデル5】①の2行目

[2024年4月11日]

誤	正
……。所得48万円以下ならば、……	……。所得45万円以下ならば、……

訂正箇所：125頁【モデル6】①の2行目

[2024年4月11日]

誤	正
……。所得48万円以下は、……	……。所得45万円以下は、……

訂正箇所：126頁【モデル7】①の2行目

[2024年4月11日]

誤	正
……。所得48万円をオーバーしているので、……	……。所得45万円をオーバーしているので、……

以上